

高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シェアオフィス 複数の企業又は個人がそれぞれの目的に応じて空間を共有して利用する複合的な施設をいう。
- (2) 県認定シェアオフィス 県内の以下のシェアオフィスのうち、県が認定したものと/or/いう。
 - ア 市町村が設置及び運営する施設
 - イ 市町村が設置し、民間事業者が運営する施設
 - ウ 民間事業者が設置及び運営する施設
- (3) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、事業協同組合、特定非営利活動法人その他特別の法律により設立された法人及び個人事業主をいう。
- (4) 常用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する被保険者として同法第9条第1項の既定による確認を受けている者であり、かつ、継続して6月以上雇用される者をいう。ただし、週の所定労働時間が20時間未満である者を除く。
- (5) 県内新規雇用 事業者が県内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定する住所をいう。）を有している者（県外から県内への住民票の移動を伴う者を含む。）を、常用労働者として新たに雇用し、県内で雇用される労働者数の増加につながることをいう。
- (6) 償却資産 貸借対照表に固定資産として計上されるもののうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に規定する建物及びその附属設備、同条第2号に規定する構築物、同条第3号に規定する機械及び装置、同条第6号に規定する車両及び運搬具並びに同条第7号に規定する工具、器具及び備品
- (7) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域

- ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）

（補助金の交付の目的）

第3条 県は、新型コロナウイルス感染症を契機として生まれた企業及び人の流れを本県に呼び込み、かつ、受け入れることのできる施設である県内シェアオフィスについて、本県における新しいビジネス、雇用の創出、県内課題の解決等を通じ、関係人口及び移住者の増加並びに企業誘致の促進を図り、県経済の活性化につなげるため、以下に掲げる者に対して補助金を交付する。

- (1) 県認定シェアオフィスを利用する県外又は県内の中山間地域外に本店が所在する事業者等
- (2) 県認定シェアオフィスを利用して新規に本店、支店又は営業所を開設する県外に所在する事業者
- (3) 県認定シェアオフィスを利用して新規に本店、支店又は営業所を開設する県内の中山間地域外に所在する事業者
- (4) シェアオフィス等の環境整備を行う市町村

（補助事業者）

- 第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 都道府県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
 - (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (4) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく入札参加指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 別表第1に掲げるいずれにも該当しない者であること。

(補助対象事業、経費等)

第5条 補助事業者が、次に掲げる県認定シェアオフィスの利用等に要する経費に対して補助金を交付する。

(1) 中山間短期滞在型 テレワークやワーケーションのため、県認定シェアオフィスを利用（1日に3時間以上）する、以下の全てに該当する第3条第1号に規定する事業者等の中山間地域での短期滞在。ただし、県内での直接的な事業（県内事業者等との契約に基づく事業、県内事業者等に対する営業活動等）を行う場合は対象外とする。

ア テレワークの活用を通じて柔軟な働き方を推進する事業者で、継続的に複数の従業員が本県でテレワークやワーケーションを行うことが見込める事業者若しくはその従業員等又は県や市町村が実施する県認定シェアオフィスを活用した事業に参加する事業者等

イ 本県で実施したワーケーションやテレワークの魅力をSNSやホームページで発信できる者

ウ 本県が実施するホームページやパンフレット等での情報発信に協力できる者

(2) 2段階立地型 県認定シェアオフィスのうち、第2条第2号ウを利用し、下記の全てに該当する第3条第2号に規定する事業者の事業運営

ア 2年以内に高知県内で雇用拡大を伴った本格立地を目指す事業者であること。

イ 県内企業の事業と競合しない事業（県内への製品又はサービスの供給を主目的に行う事業等以外の事業をいう。次号において同じ。）を営む事業者であること。

(3) 中山間定着型 県認定シェアオフィスのうち、第2条第2号ア又はイを利用し、県内企業の事業と競合しない事業を営む第3条第2号又は第3号に規定する事業者の事業運営。ただし、県認定シェアオフィスが所在する市町村長からの要望による開設の場合は、この限りでない。

(4) 市町村シェアオフィス環境整備 都会から地方へという人や企業の流れを本県に呼び込むため、市町村が行うシェアオフィスの環境整備

2 前項各号における補助対象経費、補助率又は金額、限度額等は、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付することとし、第1項第2号又は第3号に規定する交付決定を受けた事業者については、複数年度にわたり連続して同一の補助事業者が実施する同一事業に補助ができるものとする。

4 国、県又は市町村の他の補助金（直接補助金又は間接補助金を問わず補助対象経費が同じものをいう。ただし、中山間定着型は市町村の補助の交付を前提としているため対象とする）の交付を受ける場合及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受ける場合は、原則として対象としない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の着手予定日までに、別記第1号様式による高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項第2号に該当する補助事業者は、県認定シェアオフィスへの入居から1月以内を提出期限とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行われなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第2号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助対象経費の変更)

第9条 補助事業者は、前条の通知を受けた後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、直ちに別記第3号様式による高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は、市町村シェアオフィス環境整備にあっては、20パーセント

を超える減額

- (2) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）
2 知事は、前項の規定による申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(操業開始の届出)

第11条 第5条第1項第2号又は第3号に該当する補助事業者は、シェアオフィスへの入居が完了し、操業を開始したときは、当該操業の開始の日から10日以内に、別記第5号様式による操業開始届出書を知事に提出しなければならない。ただし、第6条第1項ただし書の規定により、補助金の申請をする場合は、当該交付申請時に操業開始届出書を提出するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

- 第12条 第5条第1項第1号に該当する補助事業者は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年4月20日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金実績報告書（短期滞在型）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
2 第5条第1項第2号又は第3号に該当する補助事業者は、各年度の3月31日時点の実績について、4月20日までに別記第7号様式による高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金年度終了実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
3 第5条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日まで、又は補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前3項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
5 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をし、第1項から第3項までの実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補

助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額したときにおける金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第9号様式による消費税額の額の確定に伴う報告書を知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

- 6 知事は、第1項から第3項までに規定する各実績報告書を受理した場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金交付決定額と補助金の確定額とが同一の場合は、通知を省略するものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合における最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合（以下「取得財産の処分」という。）は、事前に別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による場合において、補助事業者が取得財産を処分したことにより収入を得た場合又は承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、当該収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付することを命ずることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

- (4) 第5条第1項第2号に該当する補助事業者においては、2年以内に高知県内での雇用拡大を伴った本格立地が実現しなかったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。
- (5) 第4条に規定する補助事業者の要件に該当しなくなったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を県に返還させるものとする。

(地位の承継)

第16条 補助事業者から合併、会社分割その他の理由により補助事業者たる地位の承継を受けた者又は補助事業者は、当該地位の承継に関して、別記第11号様式による補助事業者の地位承継に関する届出書に地位が承継されたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、第12条第5項、第13条から第15条まで及び第18条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年6月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。なお、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業については従前の例による。

(附則)

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。なお、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業については従前の例による。